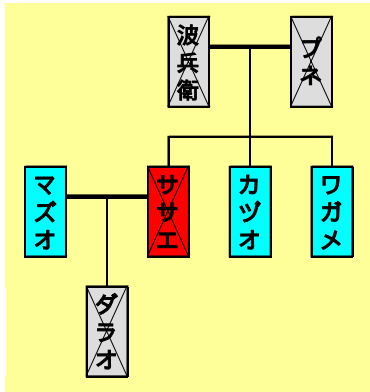


相続人は誰でしょう②



【図4】

前回の続きです。

【図4】ササエが亡くなりました。子ダラオ、父波兵衛及び母プネとも亡くなっています（さらにその上の代の直系尊属も亡くなっているものとします）。そうすると、配偶者マズオと第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が相続人となる場合の配偶者の相続分は $3/4$ です。残りを兄弟姉妹のカズオとワガメでわけ

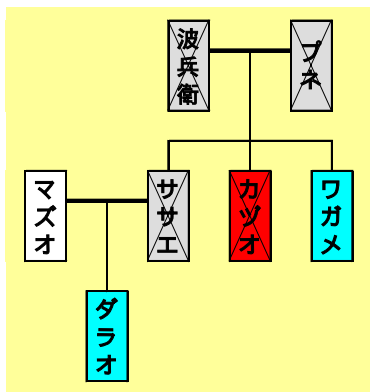
ため、相続分はそれぞれ

マズオ $3/4$

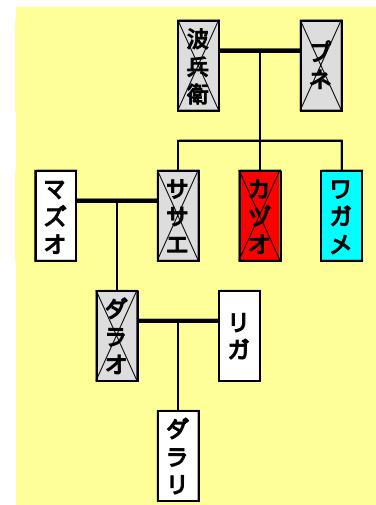
カズオ $1/4 \times 1/2 = 1/8$

ワガメ $1/4 \times 1/2 = 1/8$

となります。



【図5-1】



【図5-2】

【図5-1】カズオが亡くなりました。配偶者も子供もいません。父波兵衛及び母プネとも亡くなっています。そうすると、【図4】同様に兄弟姉妹が相続人となります。ササエが亡くなっており、その子ダラオがササエの相続分を引き継ぎますのでこの場合の相続分は

ワガメ $1/2$

ダラオ $1/2$ となります。

【図5-2】上記【図5-1】においてダラオも亡くなっていた場合です。ダラオの子ダラリがササエの相続分を代襲相続するかと思いきや、それはできないこととなっています。すなわち、兄弟姉妹の代襲の

代襲（再代襲）は認められていないのです。自分の身の周りに当てはめて考えると納得できますが、兄弟姉妹の孫というのはほとんど他人と言えるので相続権を与えないということでしょう。従いまして、このケースではワガメが $1/1$ （全て）を相続することとなります。

少子高齢化が社会問題となっていますが、今後は【図5-1】のようなケースが増えてくるのではないのでしょうか。子供がいない、ご本人が高齢で亡くなるので親は既に死亡、兄弟姉妹の一部も同じく高齢になって亡くなっており、その子供に遺産が降ってくるようなケースです。

最後に、まとめです。

（1）配偶者は常に相続人になり、配偶者以外の相続順位は、

第一順位 子・孫等の直系卑属

第二順位 父母・祖父母等の直系尊属

第三順位 兄弟姉妹

ただし上位の順位の人がない場合のみ、下位の順位に相続権が移る

（2）法定相続分は、

第一順位 配偶者 $1/2$ 、直系卑属 $1/2$

第二順位 配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$

第三順位 配偶者 $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$

（3）直系卑属の代襲相続はどこまでも、兄弟姉妹については再代襲はなし

さ～て、来週の資産税カフェは・・・ マズオの浮気発覚 カズオ、半血に動揺 ワガメは非嫡出子？の3本です。